

船舶事故等調査報告書

平成23年7月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第126号	
事故等種類	操縦者負傷	
発生日時	平成22年7月18日（日） 16時30分ごろ	
発生場所	千葉県旭市飯岡漁港西方沖 飯岡灯台から真方位288° 1.0海里付近 （概位 北緯35°41.9′ 東経140°43.2′）	
事故等調査の経過	平成22年7月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>水上オートバイ レバルチェ、0.1トン 232-39691千葉、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	操縦者	
死傷者等	負傷 1人（操縦者）	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、操縦者ほか1人が乗船し、飯岡漁港西方沖において、2人が乗った浮体ゴムボート（以下「浮体」という。）を引いて遊走中、浮体が横転して乗っていた2人が落水したので、2人に向かって航行していたところ、取水口に引き索を吸い込んで航行不能となり、北方にあった離岸堤（以下「消波ブロック」という。）に圧流された。</p> <p>操縦者は、消波ブロック上に降りて本船を離そうとした際、平成22年7月18日16時30分ごろ本船と消波ブロックの間に挟まれた。</p> <p>操縦者は、骨盤を骨折した。</p>	
気象・海象	<p>天気：晴れ、風向 南南西、風力 5～6</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の初期、潮高 約0.9m</p>	
その他の事項	操縦者等の全員は、救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、飯岡漁港西方沖において、引いていた浮体から落水した者に向けて航行中、取水口に引き索を吸い込んで航行不能となったことから、消波ブロックに圧流され、操縦者が、本船を消波ブロックから離そうとした際、本船と消波ブロックとの間に挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>本船が引き索を取水口に吸い込んだ状況については、明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、飯岡漁港西方沖において、引いていた浮体から落水した者に向けて航行中、引き索を取水口に吸い込んで航行不能となったため、消波ブロックに圧流され、操縦者が、本船を消波ブロックから離そうとした際、本船と消波ブロックとの間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>	